佐世保市中小企業創造的技術開発支援事業実施要綱取扱規程

平成28年3月1日実施

1 趣旨

この規定は、佐世保市中小企業創造的技術開発支援事業実施要綱(平成9年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)の取り扱いについて必要な事項を定める。

2 補助の対象 (実施要綱第3条、別表)

実施要綱第3条第2項及び別表に定める補助対象経費は以下のとおり取り扱うものとする。

(1)補助対象経費の取扱い

経費区分	内 容
専門家に要する謝金、旅	*専門家を招聘、または出向いて指導を受ける場合の謝金。
費、原稿料	(1回あたり10万円を上限)
	*専門家招聘に要する旅費。(実費負担分)
	*指導内容に関するとりまとめを依頼する場合の原稿料。
委託経費	*各種調査委託。
	*設計料、外注加工費および依頼試験等の委託経費。
	*デザイン開発、販売戦略検討等に関する委託経費。
人件費	*補助事業に従事する研究・設計職員、工員および事務職員に
	係る人件費、アルバイト賃金。(時間給は 2,500 円を限度)
	*代表者の人件費(報酬・賃金等)は除く。
	*既存事業と補助事業とを兼任する場合の補助対象人件費
	は、原則としてかかる人件費の 50%を上限。
	*従事内容や時間等を把握するための日報作成が必須。
原材料費	*事業に要する原材料および副資材費。
機械工具費	*機械設置、型、器具および道具類の購入経費。(30万円を超
	える高額な機器類は、原則として定額法により算定した減価
	償却費(単年度分)を補助対象とします。)
	*機械設置等のリース料。
施設等使用料	*会議開催時の会場借上料、実験棟などの賃借料、借地料等。
広告宣伝費	*カタログ等製作費。
	*広告掲載料。
工業所有権導入経費	*特許、実用新案等の調査、申請に要する経費。
	*特許、実用新案等を他の事業者等からの譲渡、又は実施許諾
	を受けた場合の経費。

視察旅費	*補助事業従事者の視察に要する経費(実費負担分)
	*視察先、業務内容等を把握するための出張報告書作成を要
	する。
事務費	*会議開催時の茶菓子代(一会議一人 2,000 円以内とします)
	*資料作成費、資料購入費、消耗品費
	*視察旅費以外の交通費、通信費、運搬費その他事務的経費
	*事務費は概ね補助対象事業費の 5%以内とします。

※いずれの経費も消費税分は補助対象外。

3 補助金の交付申請 (実施要綱第5条)

実施要綱第5条の「別途市長が定める日」とは以下のとおり取り扱うものとする。

(1)申請は、募集要項において、申請受付期間を記載する。

4 計画変更等の承認 (実施要綱第8条)

実施要綱第8条第1項の(1)に定める、「補助事業の内容を著しく変更しようとするとき」とは以下のとおり取り扱うものとする。

- (1)補助事業の内容について、新たな事業を付加する場合。ただし、補助事業の目的と異なる事業の付加は変更自体を認めない。
- (2)補助事業の事業費について、新たに経費区分を追加する場合。
- (3)補助事業の事業費について、全体経費の20%を超える増減が生じた場合。